

平成

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

二十四年

平成二十四年六月十九日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十四年六月十九日 午前十時開議

第一 議第三十七号 五條市職員定数条例の一部改正について

議第四十七号 平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二 議第三十五号 五條市斎場条例の全部改正について

議第四十四号 市道路線の変更について

議第四十五号 市道路線の変更について

議第四十六号 財産の取得について

第三 議第四十号 五條市立保育所条例の一部改正について

第四 議第三号 議第四十号 五條市立保育所条例の一部改正に対する附帯決議について

第五 推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

第六 議会改革特別委員会中間報告

第七 議第四号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について

第八 議第五号 交通刑務所の誘致を求める決議について

追加日程(第五号)

追加第一 議第四十八号 五條市斎場条例の一部改正について

追加第二 緊急質問（官製談合の投書について・・・福塚 実）
追加第三 緊急質問（みどり園移設に関する事について・・・山田澄雄）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十四名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
							恵						
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	市長公室長	総務部長	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	消防長	教育部長	水道局長	会計管理者	西吉野支所長	大塔支所長	財政課長	市長公室次長	秘書課長	ふるさと創造課長
太	丸	堀	檜	竹	山	櫻	辻	森	窪	町	中	上	丸	山	和	新	竹	河
田	谷	内	内	田	本	井	本	本	口	永	山	田	田	井	本	村		
好	昭	伸	成	和	邦	敬	信	敏	佳	正	孝	勝	善	剛	健	勝	康	
紀	典	起	吉	彦	美	三	彦	弘	秀	治	充	男	秀	久	明	夫	治	友

事務局職員出席者

事務局長	乾
事務局次長	藤谷
事務局係長	光
事務局主任	豊
速記者	柳ヶ瀬
	五美
	仁美
	柳ヶ瀬
	五美
	美

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第三十七号及び議第四十七号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十七号及び議第四十七号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の

説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十七号、五條市職員定数条例の一部改正につきましては、五條市集中改革プランの取組及び職員の退職手当の特例に関する条例の失効並びに（仮称）五條消防署西吉野救急出張所整備に伴う消防職員の確保のため、市長の事務部局の職員の定数を五十五人、教育委員会事務部局の職員の定数を十人それぞれ減じるとともに、消防の事務部局の職員の定数を五人増やし、職員の定数の総数を六百四十人から五百八十人にするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、昨年開署した十津川分署の職員も含まれた定数であるのかただしたのに対し、「十津川分署の職員を含めた後の定数である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、二見保育所解体撤去工事費八百四十万円、ふるさと復興協力隊委託料四百五十万円、プレミアム宿泊旅行券利用助成金百万円、衛星インターネット整備業務委託料二百八十二万八千円、災害関連林道復旧工事費一千百万円等の総額四千七百六十六万円を増額し、その財源は県支出金、繰越金及び市債をもって賄うもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十一億七千九百七十六千円とする歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、被災地域物産販売促進支援事業補助金についてただしたのに対し、「台風の災害により被災した地域の生産者や商売をしている方を支援するため物産展に参加する事業の県補助金である。」との答弁がありました。

次に、商工振興費のふるさと復興協力隊委託料についてただしたのに対し、「二団体百五十万円の委託料で三団体を予定しているため四百五十万円を計上している。なお、財源は全額県委託金である。」との答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の設計業務委託料及び青少年指導対策費の臨時雇賃金についてただしたのに対し、「設計業務委託料については、二見保育所の解体に係る設計業務であり、臨時雇賃金については、文部科学省の事業で、学校における問題行動の未然防止、早期発見、暴力行為、非行等、反社会的行動を繰り返す生徒及び遊び、非行を原因とする不登校児童の立ち直り等、学校復帰支援を目的として、不登校対策支援員を雇用し中学校へ派遣する事業である。雇用の条件については特に選定基準を設けていないが、中学校での勤務経験のある方を雇用了い。不登校対策支援員の役割は、不登校及び不登校傾向の生徒の個人カルテの作成、生徒への学習支援や訪問指導、長期休養中の補習、生徒への生活指導及び民生委員、スクールサポーター、警察等との連携等である。」等の答弁がありました。委員から、「不登校対策支援員は、子供が相手であるので困難はあると思うが、子供の内面を引き出し、子供自らが頑張る気持ちになるような対応をお願いします。」との意見が

ありました。

次に、ふるさと復興協力隊委託業者についてただしたのに対し、「ふるさと復興協力隊委託業者は三団体あり、そのうちの二団体は財団法人大塔ふる里センターである。」との答弁がありました。委員から、「財団法人大塔ふる里センターへの委託料は、今回の委託料を合わせると四千三百万円を超えと思うが、職員研修など具体的な教育改善策を行い、身をもって示すことができるような人材の派遣等を検討してもらいたい。」との意見がありました。

次に、教育総務費の不動産鑑定業務委託料についてただしたのに対し、「大塔町住民の復旧・復興対策の一環で、住民の心のケア及び福利厚生面から大塔運動場、大塔小・中学校プール跡地と周辺の土地を利用したグラウンドを整備するため、土地購入を目的とした土地鑑定を行うためである。」との答弁がありました。

次に、二見保育所の避難所指定についてただしたのに対し、「二見保育所は、二見地域と新町地域の一部の避難所に指定していたが、平成二十二年四月一日に二見保育所を閉所した段階で避難所の指定を解除し、二見地域は二見公民館、新町地域は福祉センターに変更している。また、地元地域から跡地を地震や災害時の一時避難場所としての公園に整備する旨の要望もあるので、衛生センター建て替えに伴う五條市土地開発公社の土地利用を含め、今後検討してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、委員から、市議会議員の資料請求等の取扱いに対する質問があり、理事者側から説明を受けました。
以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第二、議第三十五号及び議第四十四号から議第四十六号までの四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実） 議長から発言の許可をいただきましたので、当委員会に付託されました五議案のうち、ただいま議題となりました議第三十五号及び議第四十四号から議第四十六号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十五号、五條市斎場条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めることなど当局から説明がありました。委員から、「五條市斎場の指定管理については、市が直接管理しないと様々な問題が生じるため慎重に検討すべきである。」との意見がありました。また、理事者側から「現在、斎場の業務は、火葬業務等と附属施設の貸出し業務であり、指定管理者が葬儀業務を行うわけではない。」との答弁がありました。また、委員から、「葬儀業者が指定管理者になると大きな問題が残ると思う。市民会館や中央公民館とは違い、指定管

理にはそぐわない施設である。また、葬儀業者の組合があるのなら斎場使用についての取決めがあるのか調査してからでもよいのではないか。」との意見がありました。

次に、一般質問で、平成二十一年九月定例会に前市長が提案したとき、市長は反対したと答弁しているが、その内容についてただしたのに対し、「地元はNPO法人を立ち上げて、中央公園、斎場、人権総合センターを管理させるような話があったことなどから反対した。」との答弁がありました。

次に、平成二十一年九月定例会に前市長が提案した内容と異なっている事項についてただしたのに対し、「別表、第十二条関係で火葬場の利用料金及び附属施設の利用時間等を変更している。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

午後一時二十八分に再開し、議第四十四号及び議第四十五号、市道路線の変更につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

最初に、議第四十四号につきましては、「地域周辺環境整備事業の効果増強を図るため、また現在の行き止まり状態を解消し、生活環境の改善等を行うため、市道二見五号線の終点及び延長の変更をするもので、終点を二見五丁目一一二六の二番地先から二見五丁目一一八二の七番地先に変更し、延長は一、一一五・六メートルから一、三〇〇・六メートルに変更するものである。」と当局から説明がありました。

次に、議第四十五号につきましては、県道勢井・宗川野線のバイパス工事完成に伴い、旧県道を市道に移管して市道茄子原舟原線として県道に接続するため、起点を西吉野町茄子原尾崎六四〇番地先から同所六四七の一番地先に変更し、延長三八メートルの延伸であることなど当局から説明がありました。委員から、議第四十四号の二見五号線について、地元要望に基づくものなのかただしたのに対し、「変更区間の整備及び二見五号線全般について、自治会から要望書が出ている。」との答弁があり、本二議案につきましては、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十六号、財産の取得につきましては、行財政改革及び五條市土地開発公社健全化計画の推進を主な目的として、現状の山林を可能な限り残しながら、自然を生かした自然観察の場として（仮称）金剛山麓野鳥の森を整備するため、五條市小和町九一一の一番地ほか五筆の山林等二七、五二九・八平方メートルを一億三千四百四十七万四千四百八十二円で五條市土地開発公社から取得することなど当局の説明により了承した次第で、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市上水道事業の水利権について及び御所・田原本環境衛生事務組合について報告を受けた次第です。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。これより本四議案を議案ごとに採決いたします。

○議長（益田吉博）初めに、議第三十五号、五條市斎場条例の全部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第四十四号、市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に、議第四十五号、市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に、議第四十六号、財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に、日程第三、議第四十号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実） 議長から発言の許可をいただきましたので、当委員会に付託されました五議案のうち、ただいま議題となりました議第四十号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第四十号 五條市立保育所条例の一部改正につきましては、平成二十二年四月から休所中の二見保育所の敷地は国の所有地で、国有財産無償貸付契約により借用していたが、当保育所が休所中であるという理由から無償貸付契約の継続はできないとの指摘があり、また、平成二十三年七月の二見保育所の再開に関するアンケート結果等を踏まえ再開を断念し、当該敷地を国へ返還するため二見保育所を廃止するものであるとの説明がありました。委員から、二見保育所を解体するのは仕方ないが、新し尿処理施設の周辺環境整備の一環として新しい保育所建設の要望についてただしたのに対し、「以前から要望はあったが、市全体で十年、二十年先を見据えて再度検討しているところであり、ある程度検討が進めば提示したい。」との答弁がありました。委員から、新し尿処理施設を建設するときに、市は保育所の建て替えに同意をしている。また、閉所しなければ三歳から五歳児は五十人くらいいるとの意見とともに、要望書の資料請求があり、資料作成のため午前十時四十分休憩に入りました。

午前十一時十二分に再開し、理事者側から、要望書が提出された経緯とそれに対する回答内容について説明を受けましたが、その内容は、平成二十一年十月に二見地区自治連合会から要望書が提出され、新し尿処理施設周辺整備の一環として地区避難所及び保育所、幼稚園として使用可能な建物を建設することのお願いと新施設がしゅん工するまで二見保育所を休所しないでほしいとの要望に対し、当時、新たに保育所を建設する予定はないことを回答しており、現市長になってからも、アンケート調査の結果から改めて二見保育所の再開はないと判断した旨の回答をしているというものでした。

委員からは、二見地区に新しく保育所を建設することについてただしたのに対し、「市全体を考慮し検討していく。今すぐには難しいが、今後二見地区の要望を踏まえながら統廃合を考えていきたい。」との答弁がありました。委員から、二見地区に新し尿処理施設ができるので、周辺環境整備として考慮してほしい等の意見がありました。

また、理事者側から、「国からは、休所時点から保育所敷地は有償であると言われている。市の意思決定は六月定例会で確定するので無償扱いとなっているが、駄目な場合は休所時点まで遡及して有償となるので御理解いただきたい。」との説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第四、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第三号、議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正に対する附帯決議について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十四年六月十九日提出

提出者 五條市議会議員 田原清孝

賛成者 五條市議会議員 峯林宏政

堀川浩美

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。十五番田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました発議第三号、議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正に対する附帯決議について、別紙附帯決議（案）を朗読して提案の趣旨説明といたします。

議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正に対する附帯決議（案）

議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正については、現在休所中の二見保育所を廃止するものである。

本市の保育所に対する今後の考え方としては、児童数の将来予測及び国の方針等を考慮しながら、五條市全体の適正な保育所配置ビジョンを検証していくこととしているが、全体的に施設の老朽化が進む中、特に、二見地区の地元における衛生センターの周辺環境整備を十分に考慮した上で、保育施設の適正配置計画の下においては、二見地区に保育所を新設することを求める。
以上、決議する。

平成二十四年六月十九日

五條市議会

議員各位にはどうか御賛同賜りますよう、お願いいたします。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正に対し、本件のとおり附帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって議第四十号に対し、本件のとおり附帯決議を付すことに決しました。

○議長（益田吉博）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時三十分休憩に入る

午前十一時再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）ただいま市長から、追加議案、議第四十八号が提出されました。

お諮りいたします。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって議第四十八号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（益田吉博）追加日程第一、第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十八号、五條市斎場条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第四十八号、五條市斎場条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

条例改正の理由につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民も住民基本台帳の適用対象に加えられるため、五條市斎場条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の二ページを御覧いただきます。

改正内容について御説明申し上げます。

五條市斎場条例につきまして、別表（第七条関係）備考第一項中「又は外国人登録原票に登録」を削除するものであります。附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

（「二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚議員。

○一番（福塚 実） 質問がありますので、質問を許可願いたいと思います。

益田議長、また市議会議員各位に投書等がございまして、その内容についての説明を求めたいと思うのですけれども。

○議長（益田吉博） たいま、福塚 実議員から、緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可されたいとの申出がありました。

この際、福塚 実議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。福塚 実議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立多数であります。

よって福塚 実議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することは可決されました。

福塚 実議員の発言を許可します。一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

「益田吉博議長様、市議会各位様」という形で、投書等がございましたので、その内容について質問いたします。

投書の内容は、「官製談合の疑い。貴市で計画されている新消防庁舎建設工事において受注業者が決まっているのである。大林組、地元の田原建設のJVが七月二日に落札する。銭高組（株）、キタムラJVは総合評価点で無理である。貴市は古くから談合の多い街であるが、太田市政になり官製談合が激増したのである。その原因は『総合評価落札方式』にある。昨年の五條小学校屋内運動場整備事業から始まり、新消防庁舎建設工事、し尿処理施設建設工事（アタカ大機に決定）官製談合のオンパレードである。ごみ処理施設も御所市の鍛冶田工務店に決まっている。一般競争入札にしない限り貴市は破綻する。以上検討していただきたい。」との、こういう内容の投書がございましたけれども、副市長のこういう投書に関しての、また官製談合に関しての考えを質問したいと思います。

○議長（益田吉博） 丸谷副市長。

○副市長（丸谷昭典） たいまの一番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

この投書が金曜日の段階であるということまで情報を得まして、直ちに五條市の請負業者選定審査会の委員、公室長、総務部長、都市整備部

長、事業担当部長である消防長、監理課長を集めまして、こういった投書があつて、官製という言葉が入っていましたので、いろいろ確認をしたところ、そういうふうに疑われるようなことの実実は確認できないということをお判断させていただいております。

今後、そういうことのないように、事務を粛々と進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 肅々と、ということではどういうふうな対策を考えているのか、あればお答えください。

○議長（益田吉博） 丸谷副市長。

○副市長（丸谷昭典） 一番福塚議員の御質問にお答えをいたします。

対策という御質問でございますけれども、現在五月八日に公告しまして、二J Vからの企業届け、団体届けが提出されて、今後競争入札参加資格確認申請書及び技術提案書、入札の提出期限が既に六月八日でございますが、その後書類審査を内部で行いまして、開札を七月二日に行うと、技術提案書の審査につきましては、地方自治法施行令に基づきまして、有識者として県等の技術の専門家の意見を聞きまして、内容についても厳正、中立に審査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○一番（福塚 実） こういう投書等があるということをおね、五條市としてもこういう疑わしき事案がないようにこれからも頑張っていたきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（益田吉博） 福塚 実議員の緊急質問を終わります。（「十番」の声あり） 山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄） みどり園移設に関したことについて、緊急質問をしたいので、同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可されることを望みます。

○議長（益田吉博） ただいま山田澄雄議員から、緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可されたいとの申出がありました。

この際、山田澄雄議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。山田澄雄議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって山田澄雄議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することは可決されました。

山田澄雄議員の発言を許可します。十番山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄）それでは、市長にちよつと質問させていただきます。

先週六月の十五日の、時間にしたら午前九時半ごろですけれども、市長に呼び掛けをいただきまして、議長と会談をいろいろさせていたのですが、密室でもございますので、他の議員から何を話しとったんぞと、何か市長とややこしい裏取引でもしたん違うのかというようなことの疑いもありましたので、この場をお借りいたしましたことについて質問させていただきます。

内容につきましては、私市長に、多分御所市へごみ焼却場施設を移設する件について、私にかき回さんといわしてほしいと言われたようなこととか、そして以前に、吉野市政の当時にみどり園をよそに移設するとうき、前市長の吉野さんという話し合った結果、できれば民間の企業誘致も含めてちよつと相談に乗れというということもありましたので、動かせてもらったことについても市長の方から、御所に行く件について僕が邪魔をするようであつたら新聞等で暴露も考えているでというようなことの話とか。

そしてみどり園を移すことにつきまして、御所に行くことにつきましては、当然私も賛成はさせてもっておりますので、市長から何遍も今後も澄雄ちゃん頼むでと言われたことについての話なんか、この際、この場をお借りいたしましたので、させてもらえたらなと思ひまして、質問させていただきます。

市長、私は先日、大谷議員が御所・田原本環境衛生組合の件で、「承認され」と言われたことについて、福塚議員が大谷議員の質問に問題があるとして、大谷議員質問後、市長始め関係者一同集まり審議をした結果、解答が得られなかったもので、六月十二日、真実を確認するために再度小松議員を益田議長とともに訪ね、大谷議員が質問したことなどを話した結果、先日御所市で行われた会議は東川市長の説明だけで、結果は、五條から来た議員は仮議員であるので今日は顔見せだけで終わっておこうということで話したということを僕は益田議員と一緒に

ったときに、そんなことで終わっていますね、という話をしたところ、そうやでと、顔見せだけやと。けど御所・田原本はこの事業は止めるわけにはいかないと、というのは田原本は二十七年の九月に炬が閉口といっていますのか、閉じるらしいですの、やめるわけにはいかんのやと、そんなんで五條が入ろうが入るまいが、どんどん進めるだけやということでした。もちろんそれは議長も一緒に同席してくれておりますので、議長も聞いてくれていることと思います。そのときに、今回御所・田原本さんが組合とするところの局長さんでもある中谷さんという人もおられましたので、「承認され、」ということについてどうかということも聞いたところ、「承認されたということについてどう思いますか。」と聞いたところが、この承認されたという部分については、説明されたというのが正しいのではないかと言ったところ、そうですねと、今後この問題を議会にかかけられ、決議を得られたあとであれば承認ということになりますね、などの話。そんなトーンの話をしたのであって、何も僕は本件をかき回しているような行為は一切いたしておりません。あくまでも議連の委員長として当然議会で起きた問題ですので、その真偽を確かめるために僕一人が行ったら、また変に誤解をされるのも嫌なので、議長に同行していただいたということでございますので、市長、改めてこのことについて僕はそういうことでないということを変更して質問するのですけれども、お答えください。

○議長（益田吉博）市長。

○市長（太田好紀）ただいま山田澄雄議員の質問に対しまして、会議規則第六十二条の規定にうたわれております一般事務以外のことだと思っております。

また市長室に来て、いろんな話をさせていただきました。そんな形の中で、いろんな人が市長室に来られるので、いろんなお話をさせていただく、そのようなことをいろいろとこの場でいちいち公開するということは適切でないと考えております。

議長、よろしくお取り計らい願います。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄）今、市長室にはいろんな人が出入するし、そこで話をすることはそういうものではないという市長の回答でございますけれども、今この質問のとおり、現在みどり園のことについて当然私も賛成させていただいたうちの一人です。そんな中でぎくしゃくして、市民との間にあってもどないすんで、こうするんで、どないなつとんで、あないなつとんけと、しよっちゅう聞かれる中であっても、今五條市の一番の課題になっているところとございまして、僕としたらこんな話については…。御所に行つて承認されてない、説明やということも聞いてきましたので、当然議事録に、大谷議員の言われたことは議事録に載ることもありますので、これについて議長がどのような計

らいをされるのか、今後見させていたたくいたしますけれども。

それと、新聞等で暴露、市長が新聞等でも暴露するでというような、これは半分笑いもつてですけれども、その六月十五日の日に僕は市長の会談に応じなかったからというようなことでありましたんですけれども、市長が今御所市にみどり園を持って行くことに対して、私が無視して民間の業者と一緒に動いているのであれば、ということでしたけれども、確かにそのことについては、前市長の吉野さんが先ほども言いましたように、みどり園移設の件で動いている当時、目的の移設場所とする自治会との話し合いがうまくいかないということもあつたので、そんな折です、前市長に民間企業の力を借り、ノウハウは民間はかなりすごいものを持っているということを聞いていますので、借り、できれば五條市の財政、財源を使わずみどり園の移設を考えればいいん違うけというような話をしたことは事実です。そして、その後そういう話もしていたのですけれども、それも吉野さんが落選した後はその問題等については、つまり企業業者ですけれども、いろいろ説明等もしにきてくれました。けれども、今太田市の方針によって御所市に行くということが議会でも議決したということもありますので、私はそれ以上特別なことも行動も一切いたしておりません。そういうことで、市長がそんなことで暴露するで言うたことについても、私は痛いこともないし、かゆいこともない、当然五條市の財政が、もちろん五條市の市民に係る問題でありますし、そやからできれば財政が厳しい中でそういうこともやったらいいん違うかと言って、吉野市長の当時にはアドバイスしたり行動させていただいたことは事実です。

組合に入ることについては、僕は賛成をさせていただいております。もちろん組合に入ることについては賛成をさせていただいているという事でございますので、そやけども、今後五條市の市民から本当に困るとか、五條市の損益になるという場合であれば、しっかり議論して五條市のためになるように考えていかなければならないかなというふうにも思っております。そんな中で、今度、市長も委員会でも議会でも五條市の損益や市民のためにならないのであれば、御所市に行くことを辞退するということも言っておりましたので、もし辞退し、五條市以外にみどり園の移設を考えるとするのであれば、私もそれについては、一生懸命相談にも乗らせていただくし、一生懸命頑張らせていただきたいなど、かように思うところでございます。そのことについて、市長から、一遍、この間僕と市長とが話し合いをしたことについて、ここので言うていただいた方が、僕は市長との間で、そんな裏取引したんちゃうんかとか、いろんなことを言われておる中ですので、ちよつと市長、一言回答してください。お願いします。

○議長（益田吉博）市長は、一般事務の範囲を超えておるといっておりますので……。 （「十番」の声あり） 山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄）それと、市長にもこの場でしっかりと話をしておきますけれども、私はあくまでもみどり園に対して御所に移設するという

ことにつきましての組合に入ることについては当然賛成させていただいておりますので、その点、御理解いただきますように、何もそやからと言って市長の御機嫌取りをしているのでもないし、当然これが五條市のためになるということで自分は自分なりに判断をさせていただいて決めさせていただいております。誰からもどないせい、こないせいという指示も受けていませんし、ただ自分の範囲でそれを決めてやっておりますことを、一言この場で申し上げておきます。

市長が回答いただけないのであれば、ここで私の質問を終わります。

○議長（益田吉博）十番山田澄雄議員の緊急質問を終わります。（「十四番」の声あり）大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）ただいまの山田澄雄議員の緊急質問の中に、市会議員の「承認した。」と言うたけれども、後日、御所に行つて、御所の、名前言われましたけれども、私頭が悪いので覚えていませんけれども、小松議長以外の方も参加しておつたということですね。その方の話では、五月三十一日に開かれた……

○議長（益田吉博）緊急質問ですか。

○十四番（大谷龍雄）今、山田澄雄議員の緊急質問の中に私の名前が入つて、私の一般質問のことに關して協議会の内容とは、大谷の承認と言うたこととは違うやないかという節のことを言われましたね。それに対し、私は山田澄雄議員に対する質問をさせていただくわけです。

○議長（益田吉博）緊急質問だったら、緊急質問でちゃんとやつてもらわなければ、議員さんが言うたから反論みたいなものだったら、議会は前向いていきません。

○十四番（大谷龍雄）今、申し上げましたことは白紙に戻させていただきました。改めて議長にお願いしたいと思えますけれども、ただいま山田澄雄議員の緊急質問の中で、大谷の一般質問の発言は協議会の内容からして、違うのではないかという趣旨の発言がありましたけれども、これに対して緊急質問をさせていただきたいと思えますので、議長、ひとつ取り計らいのほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）大谷議員、緊急質問というのは、理事者側に。議会というのは議会と理事者側やから、理事者側に対しての質問やったら緊急質問として皆さんに諮つて、言うてもらつたらいいと思えますけれども、議員同士やったら、また後で話してもらつたらいいと違いますか。（「十四番」の声あり）大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）最高議決機関である五條市の本会議場で山田澄雄議員から言われたことですからね、それに対する私の緊急という解釈は、今議長言われた解釈かもわかりませんが、山田澄雄議員の緊急質問の内容について、私は大きな食い違いがあると、異議があるという

ことで、させてもらいたいということですので、ひとつ緊急質問の取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）緊急質問にはならないと思います。

○議長（益田吉博）次に日程第五、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、亀谷 璋氏と片山邦彦氏の任期が、本年九月三十日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、両氏の再任をお願いいたしたく思っております。

両氏共に人格、識見共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第六、議会改革特別委員会から中間報告の申出がありますので、これを許します。議会改革特別委員会藤富美恵子委員長。

〔議会改革特別委員長 藤富美恵子登壇〕

○議会改革特別委員長（藤富美恵子） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから議会改革特別委員会における、これまでの協定の経過等について中間報告をいたします。

当委員会は、改選後の平成二十一年第四回十二月定例会において、「積極的な議会活動を通じて、当面する諸問題に対応するため」改選前に引き続き、改めて設置されたものであります。

その後、当委員会では、改選前の委員会から引き続き検討していくこととされていきました議員報酬の削減について、四回の委員会を開催し、慎重に協議を重ね、平成二十二年第一回三月定例会において、平均一〇・〇七パーセント削減する条例改正案を当委員会から提出し、賛成多数により可決されたところであります。

その後、昨年の十二月定例会において役員改選が行われ、新たな委員に峯林宏政議員、川村家廣議員、堀川浩美議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、福塚 実議員、そして私、藤富美恵子の七名が選任され、第五回委員会を十二月十九日に開催し、正副委員長を選出いたしました。その結果、委員長に、私、藤富美恵子が、副委員長に山口耕司委員が、それぞれ選任されました。

第六回委員会を二月十五日に開催し、当委員会が平成二十一年三月定例会で設置されて以降、今日までの経緯、経過、決定した事項について確認し、あらかじめ委員各位から提出していただいた、今後委員会として取り組んでいく事項について協議いたしました。

当委員会としては、政治倫理条例の制定について、議会報告会・出前議会報告会・意見交換会の実施について、議案に対する賛否の公表について、議会インターネット中継の導入について、議会基本条例の制定について、議会傍聴人への議案書等の貸出しについて、子供議会・女性議会・模擬議会の開催について、委員会での飲料水提供の廃止について、及び開議時刻の遵守について今後取り組んでいくことに決定いたしました。

なお、これらのうち、すぐにでも取り組んでいける事項について協議し、議会運営委員会に報告をいたしました。

その結果、議案に対する賛否の公表について、議会傍聴人への議案書等の貸出しについて、及び開議時刻の遵守についてはすぐにでも取り組んでいくこととして、具体的な実施の方法等について当委員会に一任されました。

第七回委員会を四月三日に開催し、議案に対する賛否を公表することについて、及び議会傍聴人への議案書等の貸出しについてどのように実施していくか具体的に協議いたしました。

まず、議案に対する賛否の公表につきましては、起立による採決をした議案の各議員の賛否を公表することとし、その方法は、市議会だよりGOJOに掲載することと決定いたしました。

なお、議員各位の賛否の確認は、議会運営委員会で行うことといたしました。

次に、議会傍聴人への議案書等の貸出しにつきましては、貸出しを希望する傍聴人に貸出簿を記入していただき、その日に使用するものを貸出しすることといたしました。

なお、貸出しをする部数は、当分の間五部とし、人事案件の名簿及び補正予算書につきましては、今回は貸出しをしないことといたしました。

次に、開議時刻の遵守につきましては、午前十時の開議時刻を遵守し、会議を開くことができない場合は一旦議場に入場し、議会運営委員会委員長から会議を開くことができない理由を説明してから休憩に入ることといたしました。

以上のことにつきましては、この六月定例会から実施しているところであります。

また、四月二十七日に檀原市で開催されました、奈良県議会主催の「奈良県議会改革シンポジウム」に委員会として参加し、議会改革への取組や先進事例等について研修をしたところであります。

今後、委員会として取り組んでいかなければならない事項も多く残っておりますが、特に政治倫理条例については、県内十二市のうち十市

で制定されていることから、早急に取り組んでいくとともに議会から積極的な情報の発信や、議会への市民参加など、市民に開かれた議会を
目指し、取り組んでまいりますので、各位の御理解、御協力をお願い申し上げます、議会改革特別委員会中間報告といたします。
ありがとうございます。

○議長（益田吉博）以上で議会改革特別委員会中間報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第七、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第四号、「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十四年六月十九日提出

提出者	五條市議会議員	山口 耕 司
賛成者	五條市議会議員	山 田 澄 雄
〃	〃	池 上 輝 雄
〃	〃	堀 川 浩 美
〃	〃	福 塚 実

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

一九六〇年代の高度経済成長期から、道路や橋りょう、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後五十年を迎え、老朽化が進んでいます。

国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成二十年五月）の中で、「二〇一五年には六万橋が橋齢四十年超」となり、建築後五十年以上の橋りょうが二〇一六年には全体の二〇パーセント、二〇二六年には同四七パーセントと約半数にも上る現状を提示し、経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。

今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。同時に、社会全体に需要を生み出すこともできます。

つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。

そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、下記のとおり国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

- 一 道路や橋りょう、上下水道、河川道、港湾など老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 二 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 三 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十四年六月十九日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）次に日程第八、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第五号、交通刑務所の誘致を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十四年六月十九日提出

提出者 五條市議会議員 山田 澄雄

賛成者 五條市議会議員 堀川 浩美

〃 福塚 実

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。十番山田澄雄議員。

〔十番 山田澄雄登壇〕

○十番（山田澄雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、交通刑務所の誘致を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

交通刑務所の誘致を求める決議（案）

近年、地方公共団体の財政状況は厳しさを増す一方で、住民ニーズは複雑多様化している。

また、全国的に少子高齢化が顕著となり、地域格差が進行して「商店街の荒廃」「耕作放棄地の増加」「過疎化の進行」等が地方公共団体の共通した課題となっている。

本市も同様の状況であり、厳しい財政状況の中「行財政改革」を進め、特色と活力ある地域社会を構築し、奈良県南和地域の拠点都市としてまちの活性化を図ろうと鋭意努めているところである。

幸い、本市は、全国一の柿の生産地であり、「交通刑務所」を誘致することにより、受刑者の矯正事業の一環として、柿の育成作業や収穫作業に従事すること、また市面積の約七五パーセントを占める山林の間伐作業を行うことで早期社会復帰が実現できることになり、本市にとっても不足している若年層の山林技術者の確保及び農作業の効率化や高齢化による農業後継者不足の解消など、五條市全体の活性化を押し進めることになると確信する。

よって、五條市議会は交通刑務所の誘致を求めるものである。

以上、決議する。

平成二十四年六月十九日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）ただいま山田澄雄議員から提案ありました発議第五号、交通刑務所の誘致を求める決議について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

交通刑務所とは重大な交通事故を起こして逮捕された方が入所されているところだと、私は解釈しております。

この間、京都でも大阪でも車を運転して、複数の人の命を奪った重大な事故があったわけでありすけれども、私たち行政は市においても奈良県においても、国においても、事故を起こした人の更生の対応も大事でありますけれども、事故を起こさないための対策に全力を挙げるそのことの責任の方が大きいのではないのでしょうか。

そして交通刑務所を増やさなくてもいいような方向に引っ張っていくという、この責任が国・県・五條市にあるのではないかと思えます。これが反対理由のまず一つであります。

理由の二つ目は、数年前、五條市の議会運営委員会に對しまして、前市長は交通刑務所の誘致を進めたいという旨の申入れがあったわけでありませぬけれども、当時の議会運営委員会は、やはりよく検討しなければならぬということで、その前市長の申入れを承認しておりませぬ。これが反対理由の二つ目であります。

三つ目は、前市長がその申入れをしてきたときに、私は直接この管轄の法務省に問合せをしました。その数年前は、法務省の見解としては、現在交通刑務所を増やさなければならぬという状況にはありませんという回答であったわけでありませぬ。現在、知りませぬよ。しかしこういう施設は、先ほども申し上げましたように、事故をなくすための対策に全力を挙げることが大事であつて、管轄の法務省から五條市に交通刑務所の誘致に協力してほしいという、その要請があつたならあれですけれども、私は先に先にとこういつた施設の誘致を進めるといふことにつきまして、やはり交通事故をなくすといふ、この最大の目的と我々の責任から言つても、先走るのはよくないことではないかといふことを申し上げまして、この発議第五号についての反対討論といたします。

○議長（益田吉博） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は、決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立多数であります。

よつて本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（益田吉博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十一日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（益田吉博） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十四年度五條市一般会計補正予算を始め多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 平成二十四年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、六月四日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、平成二十四年度一般会計補正予算案を始め多数の重要案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において慎重に御審議を賜り、一部を除き可決、承認、同意を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

審議の中で、議員各位から賜りました貴重な御意見、御提言等につきましては、十分その意を踏まえまして今後の行政運営に反映をさせていただきます。所存であります。

さて、非常に強い台風四号が接近しており、今夜から明朝にかけ本州に上陸するとの予報であります。

本市は昨年の紀伊半島大水害で土砂災害が発生し、溪流や斜面に残った崩壊土砂の流出等により通常よりも土砂災害が発生しやすくなっている恐れがあることから、職員には危険箇所点検や関係機関との連携態勢の再確認等、万全を期すように指示をしたところであります。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、健康には十分御留意していただきまして、今後とも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博） これをもちまして、平成二十四年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博

署名議員 堀川浩美

署名議員 川村家廣

署名議員 藤富美恵子